

令和 7 年度唐津市学校給食費相当額助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、保護者の経済的負担軽減を図るため、学校給食の提供を受けることができない児童生徒の保護者に対し、学校給食費相当額の助成の実施に関し唐津市補助金等交付規則（平成 1 7 年規則第 4 2 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成の要件)

第 2 条 助成金の交付を受けることができる保護者（児童生徒を監護（事実上の監護も含む。）し、かつ、その生計を維持するものをいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 養育している子が唐津市立の小中学校に通学しているものの、学校給食をアレルギー等の理由で年間を通じて食べることができず、代替となる弁当等を喫食していること。
- (2) 保護者が生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 1 3 条の規定による教育扶助により学校給食費の支援を受けていないこと。

(助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、次条に定める助成の対象となる期間（以下「助成対象期間」という。）において、前条第 1 号に該当する子が弁当対応した回数（以下「弁当対応回数」という。）又は当該児童生徒が通学する学校の当該年度の 9 月 1 日以降の給食回数のいずれか少ない回数に、唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則（令和 5 年唐津市教育委員会規則第 1 6 号）第 6 条第 1 項及び第 7 条第 4 項の規定による学校給食費の一食単価を乗じた額とする。

(助成対象期間)

第 4 条 助成対象期間は、第 2 条の要件を新たに満たすこととなった日又は申請年度の 9 月 1 日のいずれか遅い日から当該年度の 3 月末までとする。ただし、保護者が第 2 条の要件を満たさなくなった場合は、この限りではない。

(助成金の交付申請及び実績報告)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする保護者（以下「助成金申請者」という。）

は、唐津市学校給食費相当額助成金交付申請書兼請求書（第 1 号様式）を、当該年度の 3 月末までに提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出により、実績報告書の提出があったものとみなす。

（助成金の交付決定等）

第 6 条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定するとともに、その額を確定し、その旨を唐津市学校給食費相当額助成金交付決定及び額の確定通知書（第 2 号様式）により、助成金申請者に通知するものとする。

2 助成金交付額の確定に当たっての弁当対応回数の確認については、唐津市学校給食費相当額助成金に係る弁当対応回数報告書（第 3 号様式）により、弁当対応回数を学校長から市長へ報告するものとする。

（関係書類の整備及び保管）

第 7 条 助成金の交付を受けた保護者は、助成金の交付に係る書類等を整備し、助成金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。